

業庫第21号  
2025年4月4日

代 理 店 御中  
代理店引受金融機関本部

日本銀行業務局

「統合国庫記帳システムの留意事項【代理店用】」の改訂について

国庫金関係事務につきましては、平素より格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

今般、「統合国庫記帳システムの留意事項【代理店用】」について、別紙のとおり改訂（改訂箇所には変更履歴を付しています。）し、これらの改訂を反映した最新版を弊行ホームページに掲載しました<sup>1</sup>ので、お知らせします。

—— 2.（1）ト、「返納金戻入れ」（会計センター分）の「会計名（計算科目）」等が同一の場合における入力において、口座選択時の留意点を追記しています。その他は、システム名の変更が主な修正点です。

本件に関し、ご不明な点等がございましたら、遠慮なく以下の照会先にご連絡ください。

**【本件に関する照会先】**

日本銀行業務局総務課国庫業務企画グループ

03-3279-1111（代表）

加藤（6068）、太田（6077）

以 上

<sup>1</sup> 掲載場所は、日本銀行HP－業務上の事務連絡－代理店等関連－代理店等関連規程。

# 統合国庫記帳システムの留意事項

【代理店用】

2025-3年3-8月

日本銀行業務局

## 目 次

	ページ		ページ
1. 統合国庫記帳システムにおける代理店事務の計算整理、報告事務の流れ	ページ		ページ
（１）代理店事務の計算整理、報告事務の流れ	……1	ヲ、他店付替（返納金戻入れを除く）の入力	……14
（２）運行時間	……1 の 3	ヲ、②「振替元固定」（自店内振替および振替歳入）の入力	……14 の 2
2. 統合国庫記帳システムの留意事項		ワ、預託金返納金の取扱い	……15
（１）入力関係		カ、委託送金（郵便局払）にかかる支払期限経過による組みもどし	……16
イ、マウスの操作	……2	ヨ、削除（17 ページ）	
ロ、パスワードの入力	……3	タ、削除（18 ページ）	
ロ、②事務選択	……3 の 2	レ、「財政融資資金貸付金元金領収控」による現金受入分の入力	……19
ハ、ローカル口座番号または歳入金等ローカル口座番号による口座選択	……4	（２）出力計表関係	
ハ、②ローカル口座番号または歳入金等ローカル口座番号の照会	……4 の 2	イ、「入力結果確認表（国庫金）」の印字例	……20
ハ、③「地方裁判所」の口座指定	……4 の 3	ロ、削除	
ニ、50音による取引官庁等の検索	……5	ハ、一部相殺超過額取引の入力確認	……28
ホ、「現金受」における納入告知書等の番号、納入氏名の入力	……6	ニ、残高不足発生時の対応	……29
ホ、②「国庫金振替書」（添付書類がある場合）の入力方法	……6 の 2	ホ、削除（30 ページ）	
ヘ、「返納金戻入れ」（会計センター分）の受付・入力	……7	ヘ、「国庫金処理別受払高表」の印字例	……31
ト、「返納金戻入れ」（会計センター分）の「会計名（計算科目）」等が同一の場合における入力別添一覧削除（9 ページ）	……8	ヘ、②「国庫金処理別受払高表」の印字例	……32 の 2
チ、歳入金等ローカル口座番号以外による「振替歳入」の入力方法（a）（取扱庁の選択）	……10	ト、「国庫金処理別受払高表」等と自行車で定めた勘定との照合	……33
リ、歳入金等ローカル口座番号以外による「振替歳入」の入力方法（b）（同一取扱庁・同一計算科目の入力）	……11	チ、削除（35 ページ）	
リ、②歳入金等ローカル口座番号以外による「振替歳入」の入力方法（c）（両年度整理期間中の入力）	……11 の 2	リ、「歳入金等一覧（受入明細）」の印字	……36
ヌ、「振替歳入」における余白記載事項の入力	……12	ヌ、削除（37 ページ）	
ル、「振替歳入」（添付書類が2枚以上の場合）の入力	……13	ル、受払証票と「合計書」との照合方法	……38
		ヲ、削除（46 ページ）	

	ページ		ページ
(3) 報告関係			
イ、「国庫金受払集計報告（代理店扱分）」における「現金」の入力	…47	又、自店の誤りによる「後日訂正」実施時におけるホーム画面の「振替済通知書」の受信表示等	…62 の 2
ロ、「国庫金受払集計報告（代理店扱分）」の計数を訂正する必要がある場合の対応	…48		
ロ、②「国庫金受払集計報告（代理店扱分）」の報告遅延の対応	…48 の 2	(5) その他	
ハ、「国庫金受払集計報告（代理店扱分）」の誤報告の対応(a)	…49	イ、受払証票の整理保管方法	…63
（当日訂正）		ロ、「取引関係通知書」等の取扱い	…65
ハ、②「国庫金受払集計報告（代理店扱分）」の誤報告の対応(b)	…49 の 2	ロ、②「取引関係通知書」（廃止を理由とする取引終了）の取扱い	…65 の 3
（後日訂正）		ロ、③現在高証明請求書の郵送対応の取扱い	…65 の 4
ニ、「国庫金受払集計報告（代理店扱分）」における「国債元利金受払報告表」の枚数	…50	ロ、④取引関係通知書および印鑑票の郵送対応の取扱い	…65 の 6
ホ、代理店が前月末日に派出収納した歳入金等受入証票の「国庫金受払集計報告（代理店扱分）」	…51	ハ、その他留意事項	…66
		(6) 端末回りに関する留意事項	…67
(4) 更正関係		(7) 「統合国庫記帳システムの留意事項」の追補	
イ、訂正・更正の取扱い	…52	○ 追補（1）	
ロ、自店の誤りによる当日更正の入力	…53	1. 計表の出力・照合	…68
ハ、自店の誤りによる後日訂正（返納金戻入れ＜会計センター分＞を除く）	…54	2. 計表出力時の再クリック	…68
ニ、自店の誤りによる後日更正（返納金戻入れ＜会計センター分＞を除く）	…55	3. 振替と組替の入力間違い	…68
ホ、自店の誤りによる後日更正（「返納金戻入れ」＜会計センター分＞）	…56	○ 追補（2）	
ヘ、削除（57 ページ）		・ 財政融資資金貸付金の元金回収および利子収入受入時の留意点	…69
ト、官庁請求による後日更正（返納金戻入れ＜会計センター分＞を除く）	…58	○ 追補（3）	
チ、官署支出官請求による後日更正（「返納金戻入れ」＜会計センター分＞）	…59	・ 削除	
リ、自店の誤りによる後日更正の「合計書」の補記等	…60	○ 追補（4）	
		・ 削除	
		○ 追補（5）	
		1. 入力終了の送信時刻厳守	…70
		2. 入力・送信もれ、誤入力の防止	…70
		○ 追補（6）	
		・ 国家公務員給与振込事務における振込不能発生時の対応	…71

	ページ
○ 追補（7）	
1. 保管金・供託金の電子収納事務	……72
2. 保管金、供託金および特別調達資金の支払情報（振込情報）による払出事務	……74
3. 保管金、供託金および特別調達資金の支払情報（送金情報）による払出事務	……76
4. 保管金、供託金および特別調達資金の支払情報（振替情報）による払出・受入事務	……77
5. 歳入歳出外現金集中払にかかる振込および送金の事務フロー	……79
6. 歳入歳出外現金集中払にかかる振込または送金の取消請求による組みもどし事務	……80
7. 歳入歳出外現金集中払にかかる送金の支払期限経過による組みもどし事務	……81
8. 歳入歳出外現金集中払の払出口座が残高不足エラーとなった場合の対応	……82
8. ②歳入歳出外現金集中払の払出口座における残高不足エラー発生時のチェックリスト	……83
○ 追補（8）	
1. 代行運用	……84
2. 統合国庫記帳システムのユーザーID登録・抹消・代行入力権限変更・パスワード初期化の依頼	……85
3. 代行入力権限が登録されているユーザーIDによる統合国庫記帳システムへのログイン方法	……87
4. 代行運用時のログイン先の確認	……88

ト、「返納金戻入れ」(会計センター分)の「会計名(計算科目)」等が同一の場合における入力

- 「返納金戻入れ」(会計センター分)のうち、「会計名(計算科目)」・「所管庁」・「項」が同一で、所管する官庁が異なるものを入力する場合は、次のとおり取扱う。
  - 口座指定の口座一覧画面において、「部局等または勘定」名の右に付されている3桁の部局等コードと「返納金納入告知書」の「部局等及び同番号」欄記載の3桁の番号が一致する「部局等または勘定\_項」を選択する。
  - (注1) 交付税及び譲与税配付金特別会計の「内閣府、総務省及び財務省・交通安全対策特別交付金」では、「内閣府」に所属する官庁の口座と「総務省」に所属する官庁の口座の2口座が存在する。交付税及び譲与税配付金特別会計の「内閣府、総務省及び財務省・諸支出金」では、「内閣府」に所属する官庁の口座と「総務省」に所属する官庁の口座の2口座が存在する。
  - (注2) 口座指定の口座一覧画面において、「部局等または勘定」名の右に付されている3桁の部局等コードおよび名称が全ての口座が複数ある場合には、適宜の口座を選択し、画面上に表示される「項コード」と「返納金納入告知書」の「項及び同番号」欄記載の3桁の番号が一致する口座を設定する。

▼所属する官庁が「内閣府」の場合

「返納金納入告知書」の「部局等及び同番号」欄記載の3桁の番号と同一の3桁の部局等コードの「部局等または勘定」を選択する。

選択

▼口座指定/口座一覧画面

拡大

キャンセル

年度	所管庁	計算科目	部局等または勘定項	区別
27年	内閣府、総務省及び財務省	交付税及び譲与税配付金特別会計	060 (内閣府) 交通安全対策特別交付金	
27年	内閣府、総務省及び財務省	交付税及び譲与税配付金特別会計	070 (総務省) 交通安全対策特別交付金	

- 自店に保管金もしくは供託金口座を有する歳入歳出外現金出納官吏または自店に特別調達資金口座を有する特別調達資金出納命令官もしくは特別調達資金出納官吏（以下追補（7）において「特別調達資金出納命令官等」という。）が、官庁会計システムにより指図した支払情報（振込情報）の払出事務は、次のとおり取扱う。
  - 支払情報による払出分が保管金内訳帳、特別調達資金内訳帳の当該口座に記帳された場合には、「国庫金勘定事務」－「ホーム」画面の「国庫内為替」の受信状況が「なし」から「あり」に変わるので、入力終了の送信までに「口座別受払残高一覧」を出力する。

<例>

振込…… A代理店（自店）に保管金口座を有するB裁判所の歳入歳出外現金出納官吏が「支払情報・振込情報（通常払）：5,000円、国庫金振込等指図書番号：1234」を指図したケース



<A代理店>

▼ 「国庫金勘定事務」－「ホーム」画面

国庫金勘定

日付：●●●●年○月○日  
ユーザーID：X001  
ユーザー氏名：XXXX

ホーム

+通常入力

-支払未済額

+諸報告

+更正等入力

+帳簿照会

+計表照会

-入力終了

-入力終了取消

-事務選択画面（戻る）

ホーム

○国庫内為替受信状況

- ・ 国庫内為替 … あり ←
- ・ 振替済通知書 … なし

「国庫内為替」の受信状況が「なし」から「あり」に変わるので、入力終了の送信までに「口座別受払残高一覧」を出力する。

## &lt;A代理店の計表&gt;

▼「国庫金処理別受払高表（科目別検証用&lt;添付・入力件数等&gt;）[払]」（「自店入力分」、「他店入力分」、「センターからの連動分」、「自店計」のうち「センターからの連動分」、「自店計」に印字）

国庫金処理別受払高表（科目別検証用<添付・入力件数等>） [払]						3	
平成20年度03月分自店計（および「センターからの連動分」に印字<金額のみ>）						取引日 21.03.26	
						A代理店	
現金							
<自店（窓口）>	別計算			送信摘要	計算科目	<振替>	
	<交換所>	<送金>	<その他>	コード	コード	名称	
				070	1051	保管金	5,000
						金額合計	5,000
						入力件数合計	1

▼「国庫金処理別受払高表（科目別検証用&lt;添付・入力件数等&gt;）[受]」（「自店入力分」、「他店入力分」、「センターからの連動分」、「自店計」のうち「センターからの連動分」、「自店計」に印字）

国庫金処理別受払高表（科目別検証用<添付・入力件数等>） [受]						6	
平成20年度03月分自店計（および「センターからの連動分」に印字<金額のみ>）						取引日 21.03.26	
						A代理店	
現金							
<自店（窓口）>	別計算			送信摘要	計算科目	<振替>	
	<交換所>	<送金>	<その他>	コード	コード	名称	
				070	1417	※国庫内為替	5,000
						金額合計	5,000
						入力件数合計	1

▼「国庫金処理別受払高表（科目別検証用&lt;添付・入力件数等&gt;）[計算外]」（「自店入力分」、「他店入力分」、「センターからの連動分」、「自店計」のうち「センターからの連動分」、「自店計」に印字）

国庫金処理別受払高表（科目別検証用<添付・入力件数等>） [計算外]				8	
平成20年度03月分自店計（および「センターからの連動分」に印字）				取引日 21.03.26	
				A代理店	
項目	入力件数	金額		コード	計算科目名称
入力件数 総合計（受）	1				
入力件数 総合計（払）	1				
入力件数 総合計（計）	2				

## ▼「口座別受払残高一覧」

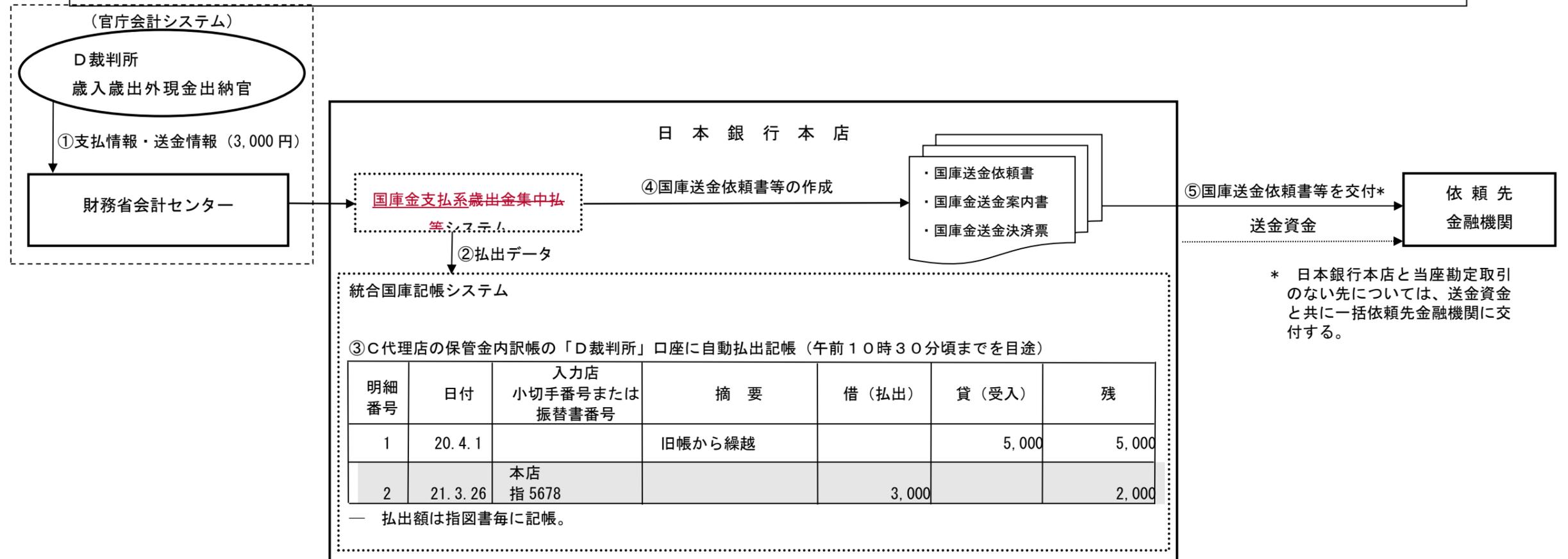
口座別受払残高一覧										1	
(日付) 平成21年03月26日										A代理店	
平成20年度											
計算科目	口座名称	所管庁等	取引官庁等	部局等（勘定）	項						
コード	<受>		<払>		<残高>	<旧帳から繰越高>	<受累計>		<払累計>		
							<月初来>	<年度初来>	<月初来>	<年度初来>	
保管金	B裁判所										
1051					5,000	4,000,000	4,005,000		5,000	5,000	
国庫内為替			5,000								
1417						5,000	5,000	5,000			

追補（7）3. 保管金・供託金および特別調達資金の支払情報（送金情報）による払出事務

- 自店に保管金もしくは供託金の口座を有する歳入歳出外現金出納官吏または自店に特別調達資金口座を有する特別調達資金出納命令官等が、官庁会計システムにより指図した支払情報（送金情報）の払出事務は、次のとおり取扱う。
  - 支払情報による払出分が保管金内訳帳、特別調達資金内訳帳の当該口座に記帳された場合には、「国庫金勘定事務」－「ホーム」画面の「国庫内為替」の受信状況が「なし」から「あり」に変わるので、入力終了の送信までに「口座別受払残高一覧」を出力する。

<例>

送金…… C代理店（自店）に保管金口座を有するD裁判所の歳入歳出外現金出納官吏が「支払情報・送金情報（通常払）：3,000円、国庫金振込等指図書番号：5678」を指図したケース



<C代理店>…… C代理店の計表は、「2. 保管金・供託金の支払情報（振込情報）による払出事務」の「<A代理店の計表>」と同様。

▼ 「国庫金勘定事務」－「ホーム」画面

<p><b>国庫金勘定</b></p> <p>日付：●●●年○月○日 ユーザーID：X001 ユーザー氏名：XXXX</p> <p>—ホーム +通常入力 —支払未済額 +諸報告 +更正等入力 +帳簿照会 +計表照会 —入力終了 —入力終了取消 —事務選択画面（戻る）</p>	<p>ホーム</p> <p>○国庫内為替受信状況</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国庫内為替 … あり ←</li> <li>・振替済通知書 … なし</li> </ul>
---	--

「国庫内為替」の受信状況が「なし」から「あり」に変わるので、入力終了の送信までに「口座別受払残高一覧」を出力する。

- 保管金もしくは供託金の口座を有する歳入歳出外現金出納官吏または自店に特別調達資金口座を有する分任特別調達資金会計官等が、官庁会計システムにより指図した支払情報(振替情報)の国庫内振替事務は、次のとおり取扱う。
  - 支払情報による払出分が保管金内訳帳、特別調達資金内訳帳の当該口座に記帳された場合には、「国庫金勘定事務」－「ホーム」画面の「国庫内為替」の受信状況が「なし」から「あり」に変わるので、入力終了の送信までに「口座別受払残高一覧」を出力する。
  - 振替情報による受入分が保管金内訳帳、特別調達資金内訳帳の当該口座に記帳された場合には、「国庫金勘定事務」－「ホーム」画面の「国庫内為替」および「振替済通知書」の受信状況が「なし」から「あり」に変わるので、入力終了の送信までに「振替済通知書」および「口座別受払残高一覧」を出力する。

<例>

振替…… E代理店に保管金口座を有するF裁判所の歳入歳出外現金出納官吏が「支払情報・振替情報(通常払): 2,000円、振替書番号 9876、送金等番号: 01234567A8901234」によりG代理店にあるH裁判所の保管金口座に振替えたケース



<E代理店>

▼ 「国庫金勘定事務」－「ホーム」画面

<p>国庫金勘定</p> <p>日付:平成〇〇年〇月〇日 ユーザーID: X001 ユーザー氏名: XXXX</p> <p>－ホーム ＋通常入力 －支払未済額 ＋諸報告 ＋更正等入力 ＋帳簿照会 ＋計表照会 －入力終了 －入力終了取消 －事務選択画面(戻る)</p>	<p>ホーム</p> <p>○国庫内為替受信状況</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国庫内為替 … あり</li> <li>・振替済通知書 … なし</li> </ul>
---	--

「国庫内為替」の受信状況が「なし」から「あり」に変わるので、入力終了の送信までに「口座別受払残高一覧」を出力する。

日本銀行本店

国庫金支払系歳出金集中払

②振替データ

統合国庫記帳システム

③E代理店の保管金内訳帳の「F裁判所」口座に自動払出記帳(午前10時30分頃までを目途)

明細番号	日付	入力店 小切手番号または 振替書番号	摘要	借(払出)	貸(受入)	残
1	20.4.1		旧帳から繰越		10,000	10,000
2	21.3.26	本店 振 9876		2,000		8,000

－ 払出額は振替書毎に記帳。

④G代理店の保管金内訳帳の「H裁判所」口座に自動受入記帳(午前10時30分頃までを目途)

明細番号	日付	入力店 小切手番号または 振替書番号	摘要	借(払出)	貸(受入)	残
1	20.4.1		旧帳から繰越		300,000	300,000
2	21.3.26	本店 送 01234567A8 901234	E代理店保管金F裁判所から		2,000	302,000

－ 受入額は個別明細毎に記帳。

<G代理店>

▼ 「国庫金勘定事務」－「ホーム」画面

<p>国庫金勘定</p> <p>日付:平成〇〇年〇月〇日 ユーザーID: X001 ユーザー氏名: XXXX</p> <p>－ホーム ＋通常入力 －支払未済額 ＋諸報告 ＋更正等入力 ＋帳簿照会 ＋計表照会 －入力終了 －入力終了取消 －事務選択画面(戻る)</p>	<p>ホーム</p> <p>○国庫内為替受信状況</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国庫内為替 … あり</li> <li>・振替済通知書 … あり</li> </ul>
---	--

「国庫内為替」および「振替済通知書」の受信状況が「なし」から「あり」に変わるので、入力終了の送信までに「振替済通知書」および「口座別受払残高一覧」を出力する。

<G代理店の計表>…… E代理店の計表は、「2. 保管金・供託金の支払情報（振込情報）による払出事務」の「<A代理店の計表>」と同様。

▼「国庫金処理別受払高表（科目別検証用<添付・入力件数等>）[受]」（「自店入力分」、「他店入力分」、「センターからの連動分」、「自店計」のうち「センターからの連動分」、「自店計」に印字）

国庫金処理別受払高表（科目別検証用<添付・入力件数等>） [受]					取引日 21.03.26		3
平成20年度03月分自店計（および「センターからの連動分」に印字<金額のみ>）					G代理店		
現金							
<自店（窓口）>	別計算			送信摘要	計算科目	<振替>	
	<交換所>	<送金>	<その他>	コード	コード	名称	
				070	1051	保管金	2,000
						金額合計	2,000
						入力件数合計	1

▼「国庫金処理別受払高表（科目別検証用<添付・入力件数等>）[払]」（「自店入力分」、「他店入力分」、「センターからの連動分」、「自店計」のうち「センターからの連動分」、「自店計」に印字）

国庫金処理別受払高表（科目別検証用<添付・入力件数等>） [払]					取引日 21.03.26		6
平成20年度03月分自店計（および「センターからの連動分」に印字<金額のみ>）					G代理店		
現金							
<自店（窓口）>	別計算			送信摘要	計算科目	<振替>	
	<交換所>	<送金>	<その他>	コード	コード	名称	
				070	1417	※国庫内為替	2,000
						金額合計	2,000
						入力件数合計	1

▼「国庫金処理別受払高表（科目別検証用<添付・入力件数等>）[計算外]」（「自店入力分」、「他店入力分」、「センターからの連動分」、「自店計」のうち「センターからの連動分」、「自店計」に印字）

国庫金処理別受払高表（科目別検証用<添付・入力件数等>） [計算外]				取引日 21.03.26		8
平成20年度03月分自店計（および「センターからの連動分」に印字）				G代理店		
項目	入力件数	金額		計算科目		名称
入力件数 総合計（受）	1					
入力件数 総合計（払）	1					
入力件数 総合計（計）	2					
振替済通知書（未出力分を含む）枚数	1					

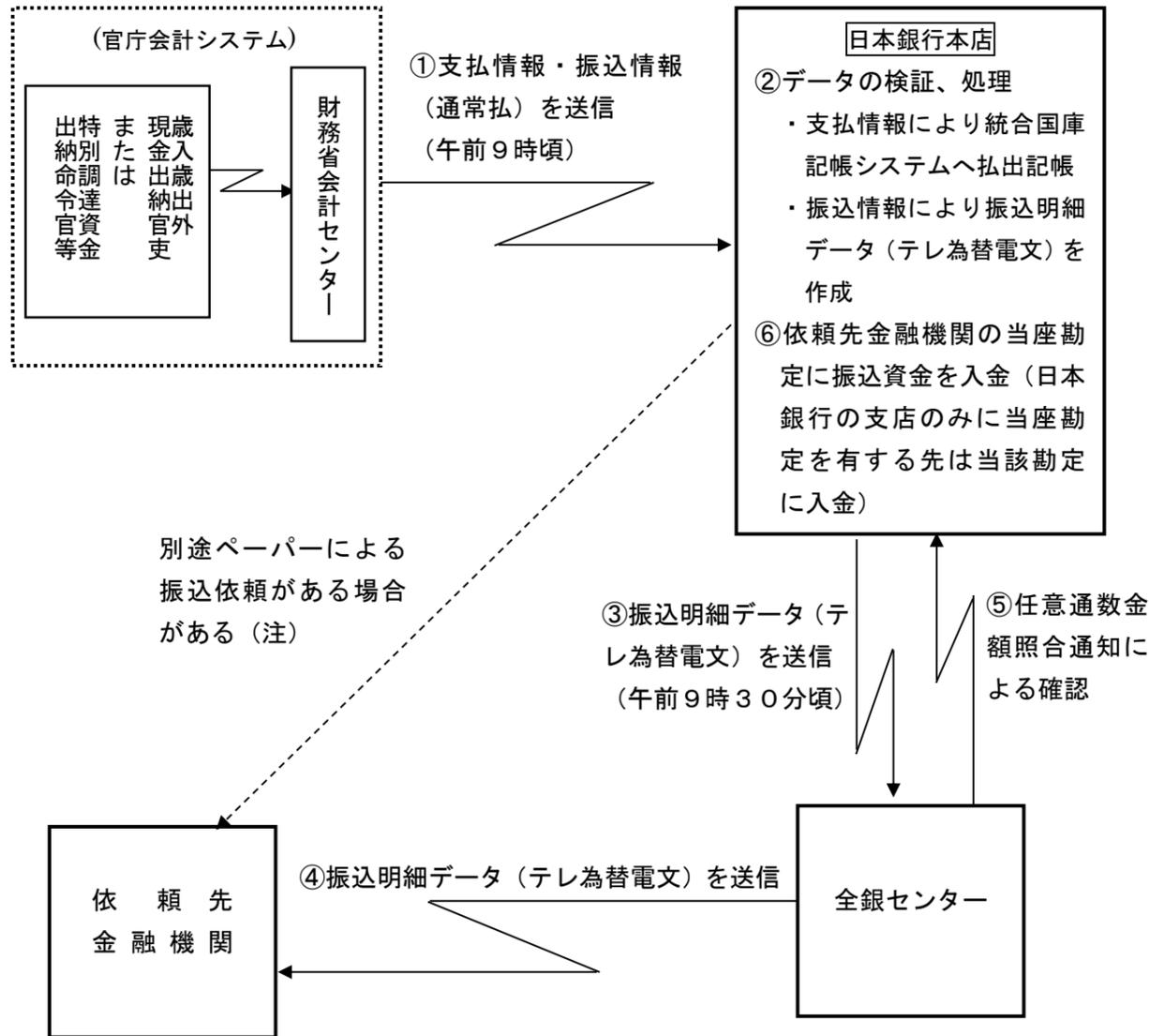
▼「口座別受払残高一覧」

口座別受払残高一覧										1
(日付) 平成21年03月26日										G代理店
平成20年度										
計算科目	口座名称			項			受累計		払累計	
	所管庁等	取引官庁等	部局等（勘定）							
コード	<受>			<払>			<残高>		<旧帳から繰越高>	
保管金	H裁判所									
1051				2,000			302,000		300,000	
国庫内為替										
1417				2,000			-2,000		2,000	

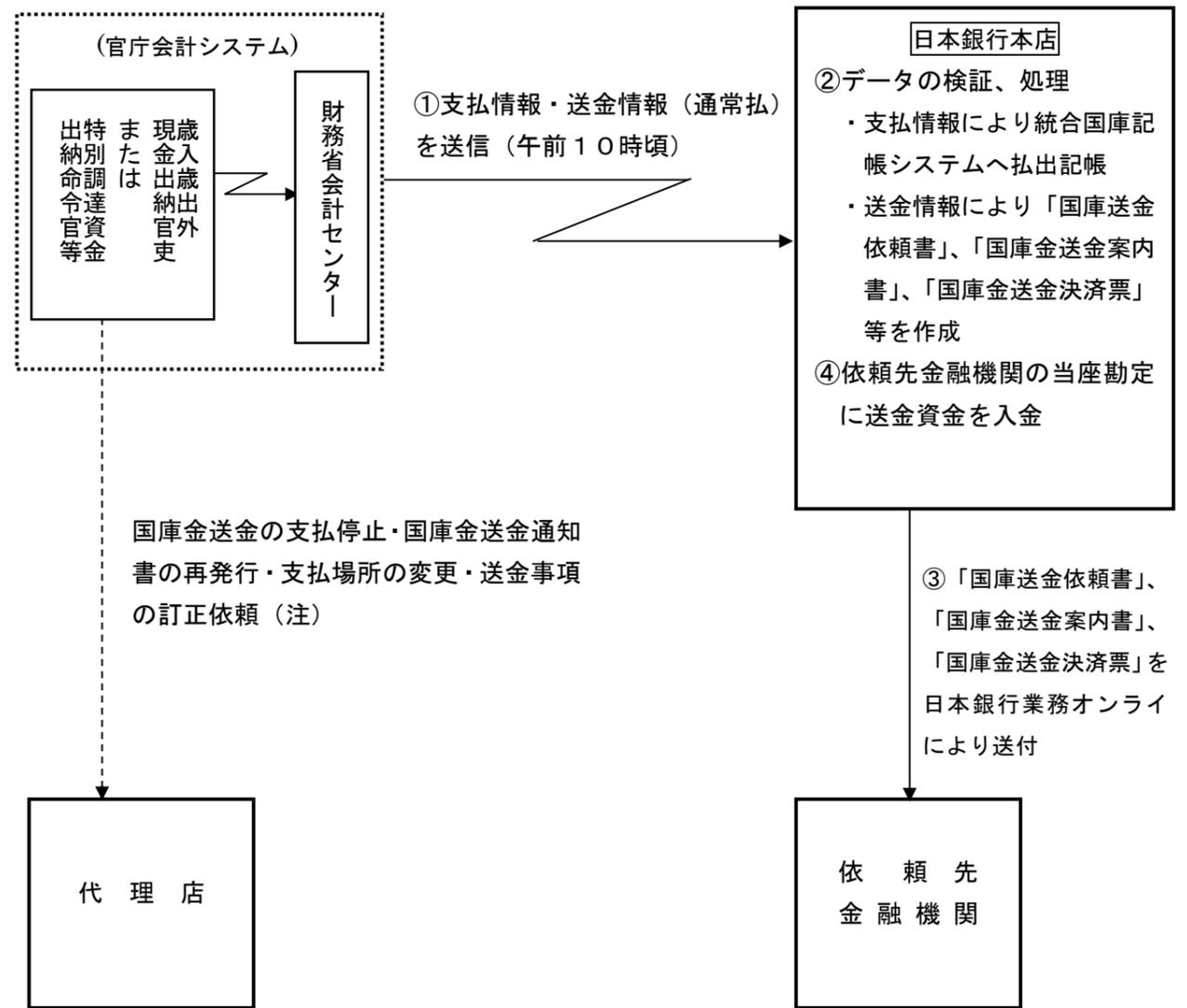
追補（7） 5. 歳入歳出外現金集中払にかかる振込および送金の事務フロー

- 自店に保管金もしくは供託金口座を有する歳入歳出外現金出納官吏または自店に特別調達資金口座を有する特別調達資金出納命令官等が、官庁会計システムにより指図した振込情報（通常払）および送金情報（通常払）の事務フローは次のとおり。

【振込情報の事務フロー】



【送金情報の事務フロー】



(注)「国庫送金依頼書」に「国庫金振込明細票」を添えて振込依頼を行う場合の振込情報は——次のとおり。

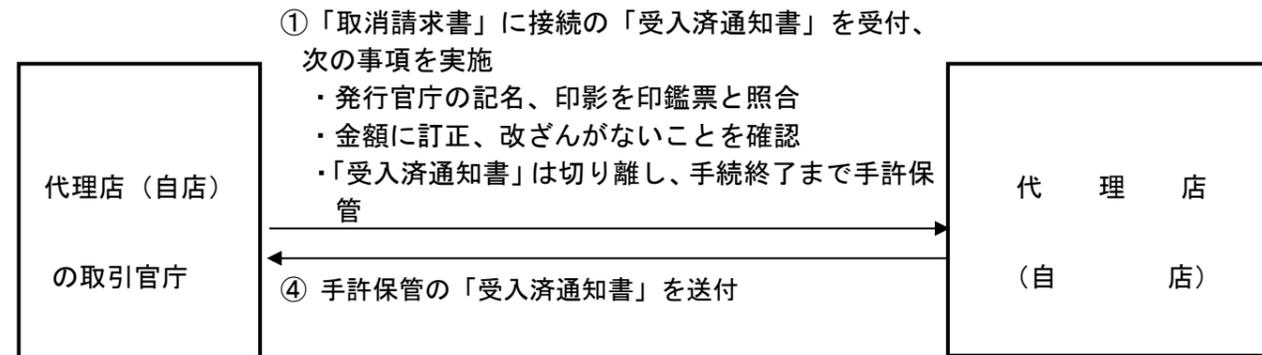
- 国庫金振込明細票には「(注意事項) 振込不能となった場合には、送金資金の返れいを行って下さい」と記載されるほか、「国庫金振込明細票」の番号欄には16桁(冒頭から9桁目が「A」のもの)の番号が記入される。
- ・ 振込依頼金額が100億円以上のもの
- ・ 受取人の預貯金口座番号が8桁以上のもの
- ・ 振込先金融機関が全国銀行内国為替制度に非加盟のもの

(注) この送金の場合において、歳入歳出外現金出納官吏または特別調達資金出納命令官等から国庫送金の支払停止・国庫送金通知書の再発行・支払場所の変更・送金事項の訂正(金額、支払場所以外の記載事項の訂正)に関する請求書等(国庫送金通知書番号または送金の番号欄に16桁(冒頭から9桁目が「A」となっているもの)の番号が記入されているもの)の提出を受けたときは、発行官庁の記名、印影が印鑑票と一致することを確認し、同請求書等の写を、日本銀行業務オンラインにより送付する(送付後速やかに、日本銀行業務局国庫送金業務グループに電話連絡を行う)。また、本書は上部余白に「再報分」と記入したうえ同グループに郵送する。

追補（7）6. 歳入歳出外現金集中払にかかる振込または送金の取消請求による組みもどし事務

- 自店と保管金もしくは供託金の取引を有する歳入歳出外現金出納官吏または自店と特別調達資金の取引を有する特別調達資金出納命令官等から「送金又は振込番号」欄に16桁（冒頭から9桁目が「A」となっている）の番号が記入されている「国庫金送金又は振込取消請求書」もしくは「特別調達資金送金又は振込取消請求書」（以下「取消請求書」という。）の提出を受けた場合は、次のとおり取扱う。
  - なお、送金の取消請求において日本銀行業務局国庫送金業務グループから、当該送金が支払済である旨の連絡を受けた場合には、当該取引官庁に「支払済みであること、支払済の書面通知・取消請求書は業務局から送付すること、受入済通知書または領収済通知書は自店が送付すること」を連絡する。

<保管金・供託金の例>



- ③ 「取消済通知書」、「取消請求書（写）」を日本銀行業務オンラインにより送付を受けたときは、次の事項を実施
  - 「取消請求書（写）」と手許保管の「受入済通知書」を照合
  - 「取消請求書（写）」により「国庫金組替書」（払出科目：国庫内為替、受入科目：「取消請求書（写）」の記載科目、振替先：「取消請求書（写）」記載の取引担当官所属の官庁名）を作成
  - 「国庫金組替書」により、「国庫内為替」を払出し、当該口座に受入れの記帳をする（取消済通知書を受けた当日中に必ず統合国庫記帳システムの「国庫金勘定事務—通常入力—組替」により保管金等口座に記帳する）<sup><注1></sup>
- ④ 「国庫金組替書」は日本銀行業務オンラインにより送付を受けた「取消済通知書」および「取消請求書（写）」を添付し払出証票として整理<sup><注2></sup>

○ 特別調達資金の場合は基本的には上記フローと同様ながら、日本銀行業務局で記帳処理を行うため、③ロ.～④.の取扱いは不要。ただし、日本銀行業務局の記帳処理後、統合国庫記帳システムにより「振替済通知書」（計表照会—日次く振替済書等）を作成し、金額、受入科目、振替先を自店保管の「受入済通知書」または「領収済通知書」と照合する。なお、「振替済通知書」は適宜廃棄する。

<注1> 「国庫金勘定事務」—「通常入力」—「組替」の入力画面のうち、「摘要」欄は空白とし、「摘要名称移し整理時」欄には「移し整理」と表示されるが削除する必要はない。

<注2> 「国庫金組替書」（払出科目：「国庫内為替」）の計数は、振替取引であるため、システム上、「合計書（払出）」に印字されないが、「国庫金組替書」は「同（払出）」※に添付したその他払出証票と一緒に整理・保管する。  
 ※ 当日の事務が組替のみの場合は出力されないため、業務運行統括グループに連絡のうえ、その指示に従う。

日本銀行業務局国庫送金業務グループ  
 （連絡先は統合国庫記帳システム事務選択画面掲載の連絡先一覧を参照）

【取消請求書（写）と受入済通知書の記載例】

- 日本銀行業務局から日本銀行業務オンラインにより送付を受けた取消請求書（写）
- 自店において留め置いた受入済通知書

計算科目：国庫内為替  
 国庫金送金又は振込取消請求書 第25号  
 別計算 3.6.15 業務局 令和3年6月10日  
 日本銀行〇〇代理店 あり  
 〇〇地方裁判所 歳入歳出外現金出納官吏 裁判所事務官 〇〇〇〇〇〇〇〇  
 下記の金額の送金について取消し、当該金額を保管金に受入れして下さい。

送金又は振込の別	1 送金	2 振込
送金又は振込番号	20012345A2500001	
送金又は振込の請求年月日	令和3年5月10日	
フリガナ	ニチギン ハナコ	
受取人氏名又は名称	日銀 花子	
金額	¥131,000-	
振込先又は払渡金融機関名	〇〇郵便局	

・日本銀行業務局が記入、押印したもの。

受入済通知書 令和 年 月 日  
 〇〇地方裁判所 歳入歳出外現金出納官吏 〇〇〇〇〇〇〇〇  
 日本銀行〇〇代理店  
 下記の金額の送金を取消し、年月日に保管金に受入れにつき通知します。

送金又は振込の別	1 送金	2 振込
送金又は振込番号	20012345A2500001	
送金又は振込の請求年月日	令和3年5月10日	
フリガナ	ニチギン ハナコ	
受取人氏名又は名称	日銀 花子	
金額	¥131,000-	
振込先又は払渡金融機関名	〇〇郵便局	

・16桁で冒頭から9桁目が「A」のもの。

【国庫金組替書の作成例】

国庫金組替書

振替先	〇〇地方裁判所
振替元	_____
受入科目	保管金
払出科目	国庫内為替

（日付）  
 日本銀行 〇〇代理店

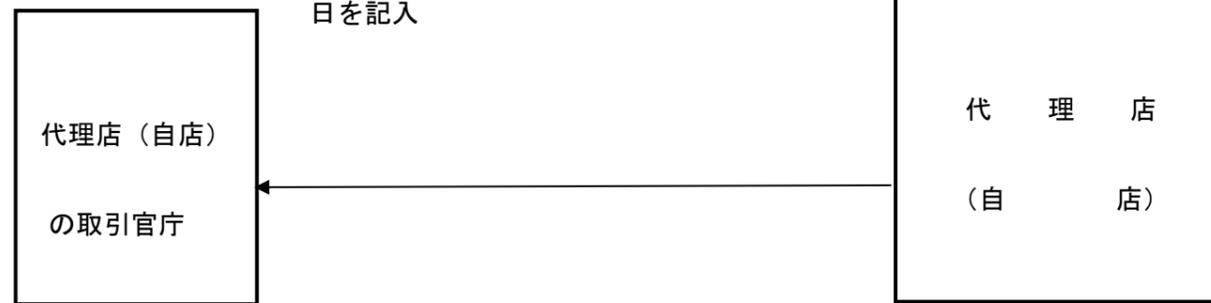
（注）振替元欄には横線を引く。

追補（7） 7. 歳入歳出外現金集中払にかかる送金の支払期限経過による組みもどし事務

- 自店と保管金もしくは供託金の取引を有する歳入歳出外現金出納官吏または自店と特別調達資金の取引を有する特別調達資金出納命令官等が、官庁会計システムにより請求した国庫金送金について、支払期限経過による保管金もしくは供託金または特別調達資金口座への組みもどしを行うため、日本銀行業務局国庫送金業務グループから「組みもどし済通知書」等を日本銀行業務オンラインにより送付を受けた場合は、次のとおり取扱う。

＜保管金・供託金の例＞

- ②手許保管の「受入済通知書」に「隔地払等期限経過報告書」を添付して送付  
・「受入済通知書（写）」に「送付済」および送付日を記入



- ①「組みもどし済通知書」、「受入済通知書（写）」、「払込書（写）」、「隔地払等期限経過報告書」を日本銀行業務オンラインにより送付を受けたときは、次の事項を実施

イ.「払込書（写）」により「国庫金組替書」（払出科目：国庫内為替、受入科目：「払込書（写）」記載の資金の種類別区分、振替先：「払込書（写）」記載の取引担当官所属の官庁名）を作成

ロ.「国庫金組替書」により、「国庫内為替」を払出し、当該口座に受入れの記帳をする（組みもどし済通知書を受けた当日中に必ず統合国庫記帳システムの「国庫金勘定事務—通常入力—組替」により保管金等口座に記帳する）<注1>

ハ.「受入済通知書」を作成し、手許保管

ニ.「国庫金組替書」は日本銀行業務オンラインにより送付を受けた「組みもどし済通知書」、「払込書（写）」および「受入済通知書（写）」を添付し払出証票として整理<注2>

- 特別調達資金の場合は基本的には上記フローと同様ながら、日本銀行業務局で記帳処理を行うため、①イ.～ニ.の取扱いは不要。ただし、日本銀行業務局の記帳処理後、統合国庫記帳システムにより「振替済通知書」（国庫金勘定事務—計表照会—日次<振替済書等>）を作成し、金額、受入科目、振替先を日本銀行業務オンラインにより送付を受けた「特別調達資金組入済通知書（写）」または「受入済通知書（写）」（以下「組入済通知書等（写）」という。）と照合したうえ、組入先送付用の「組入済通知書等」を作成する。なお、「振替済通知書」および日本銀行業務オンラインにより送付を受けた「組入済通知書等（写）」は用済後、適宜廃棄する。

<注1> 「国庫金勘定事務」—「通常入力」—「組替」の入力画面のうち、「摘要」欄は空白とし、「摘要名称移し整理時」欄には「移し整理」と表示されるが削除する必要はない。

<注2> 「国庫金組替書」（払出科目：「国庫内為替」）の計数は、振替取引であるため、システム上、「合計書（払出）」に印字されないが、「国庫金組替書」は「同（払出）」に添付したその他払出証票と一緒に整理・保管する。

日本銀行業務局  
国庫送金業務グループ

【受入済通知書・払込書（写）の記載例】

- 日本銀行業務局から日本銀行業務オンラインにより送付を受けた払込書（写）
- 自店において作成し、留め置いた受入済通知書

資金の種類別区分

計算科目：国庫内為替

払込書

第 号	〇〇地方方法務局 歳入歳出外現金出納官吏
円 ¥ 213,500	

送金資金一年経過分  
内訳別紙のとおり  
上記の金額を払い込みました。  
平成 年 月 日

日本銀行

日本銀行 〇〇代理店 御中

別計算  
3.6.8  
業務局

受入済通知書

第 号	〇〇地方方法務局 歳入歳出外現金出納官吏
円 ¥ 213,500	

送金資金一年経過分  
内訳別紙のとおり  
上記の金額を領収しました。  
平成 年 月 日

日本銀行

〇〇地方方法務局  
歳入歳出外現金出納官吏 殿

・日本銀行業務局が記入、押印したもの。

【国庫金組替書の作成例】

**国庫金組替書**

		213	500	
振替先	〇〇地方方法務局			
振替元	_____			
受入科目	供託金		払出科目	国庫内為替

(日付)  
日本銀行 店

(注) 振替元欄には横線を引く。

追補（7）8. 歳入歳出外現金集中払の払出口座が残高不足エラーとなった場合の対応

- 日本銀行業務局業務運行統括グループから、官庁会計システムにより指図を受けた歳入歳出外現金集中払の払出口座が残高不足エラーとなった旨の連絡を受けた場合は、次のとおり取扱う。
  - 支払情報（振込情報）は午前9時30分頃までを目途に、支払情報（送金・振替情報）は午前10時30分頃までを目途に保管金、供託金および特別調達資金口座に記帳されるが、代理店の記帳誤りに起因する残高不足エラーが発生した場合には、自店による当日更正入力や日本銀行による後日更正の代行入力により残高不足を解消し、その後に日本銀行において払出記帳を行ったうえで、後続事務を処理するので、迅速な原因究明を要する（遅くとも午前中）。なお、残高不足エラーが取引官庁に起因するものである場合は、当該取引は支払不能情報として当日の取引から除外する扱いとなる。
  - 「歳入歳出外現金集中払の払出口座における残高不足エラー発生時のチェックリスト」を常時手許に保管し、残高不足エラーが発生した場合のチェックリストとして使用する。

